

山都町地域防災計画

〔震災対策編〕



平成30年度

山都町防災会議

沿革

平成19年 6月19日作成

平成20年 6月20日修正

平成21年 6月 5日修正

平成22年 6月 4日修正

平成29年 6月 1日修正

目 次

第1章 総 則

第 1節	目 的	3
第 2節	関係機関の処理すべき事務または業務	3

第2章 災害予防計画

第 1節	防災知識普及計画	3
第 2節	自主防災組織育成計画	4
第 3節	防災訓練計画	5
第 4節	防災業務施設整備計画	6
第 5節	火災予防計画	6
第 6節	公共施設等災害予防計画	7
第 7節	給水確保計画	8
第 8節	避難収容計画	8
第 9節	医療保険計画	10
第10節	災害ボランティア計画	10

第3章 災害応急対策計画

第 1節	組織計画	11
第 2節	職員配置計画	11
第 3節	応援要請計画	14
第 4節	地震情報伝達計画	15
第 5節	災害情報収集・伝達計画	15
第 6節	広報計画	18
第 7節	避難収容対策計画	19
第 8節	交通規制計画	21

第 9節	水防計画	21
第10節	救出計画	21

第 1 章 総 則

第1節 目 的

平成28年熊本地震は、山都町に甚大な被害をあたえ、町民生活に重大な影響を及ぼした。このような地震災害に対処するため、この計画は、町民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある地震災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町及び各防災関係機関の必要な体制を確立するとともに、地震災害対策の総合的かつ計画的に推進することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 関係機関の処理すべき事務又は業務

町及び町内の公共団体その他防災上重要な管理者は、別冊（一般災害対策編）第1章第3節に掲げる事務又は業務を処理する。

第 2 章 災 害 予 防 計 画

第1節 防災知識普及計画

地震による災害を最小限に食い止めるため、町及び防災関係機関は自らの職員及び町民に対し、地震災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

1 町職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して、防災教育を実施し、職員の震災に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

2 町民に対する防災知識の普及

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、町民が自覚を持ち、防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。

（1）普及の内容

- ① 地震に関する一般的知識
- ② 過去の主な被害事例
- ③ 震災対策の現状
- ④ 平常時の心得（日頃の準備）
- ⑤ 地震発生時の心得

（2）普及の方法

① 社会教育を通じての普及

社会教育関係団体等の会合、各種研修・講習会等の機会を活用する。

② 広報媒体等による普及

報道機関の利用、印刷物の利用、映画・スライドの利用、同報系防災行政無線の利用、広報車の巡回、講演会等の開催。

③ 防災訓練における普及

町民に避難訓練等の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上を図る。

3 防災知識の普及の時期

普及の内容によりもっとも効果のある時期を選んで、適宜防災知識の普及を行うものとする。

4 防災相談

町及び防災関係機関は、一般町民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体勢を整え、町民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

5 南海トラフ地震防災対策推進地域（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

山都町は、南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づく県内における南海トラフ地震防災対策推進地域に、指定されている。

第2節 自主防災組織育成計画

この計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し、地震災害に備えるものである。

1 地域住民の自主防災組織

(1) 組織の編成単位

- ① 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

(2) 組織づくり

自治振興区などの自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりを進めるものとする。

- ① 自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り自主防災組織として育成する。
- ③ 女性団体、青年団体、PTA等、その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- ④ 自主防災組織の活動を活発にするため、リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーの育成を図る。

(3) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分活かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(4) 活動内容

① 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理

② 災害時の活動

- ア 情報収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火の実施
- ウ 避難誘導
- エ 救出救護
- オ 給食給水

2 事業所の自衛消防組織等

法令により自衛消防組織等の設置を義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

第3節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練

可能な限り防災関係機関や地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて訓練を実施するものとし、町単独実施が困難な場合は、近隣の町と合同で訓練を実施するなど、極力定期的に実施するものとする。

2 個別防災訓練

町及び各防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

- (1) 参集（非常呼集）訓練
- (2) 災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達（通信）訓練（津波情報伝達訓練）
- (4) 水防訓練

- (5) 消防訓練
- (6) 避難（誘導）訓練
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) その他必要な訓練

3 住民等の訓練

大規模地震発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待するところが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃からの訓練の積み重ねが必要である。このため、町及び消防・防災関係機関は、これらの防災組織訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

4 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

(3) 住民参加を求める場合の留意事項

実施訓練に住民参加を求める場合は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害弱者に十分な配慮を行うものとする。

(4) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるものとする。

第4節 防災業務施設整備計画

この計画は、災害発生の未然防止及び被害の拡大防止の為に水防並びに消防及び救助に必要な通信施設及び各種機材器具等の整備並びに防災業務施設の被害の予防を図るものとする。

1 庁舎施設整備計画

町庁舎は、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。

このため、耐震性及び耐火性の確保に努めると共に、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

第5節 火災予防計画

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることか

ら、火災予防の徹底に努める。

1 火災防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するので、広報活動及び各種会合を通じて、一般家庭の防火意識の高揚を図る。

(2) 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。

(3) 消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図るものとする。

(4) 民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止、消火訓練、通報訓練を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた婦人防火クラブ、幼少年消防クラブ等の民間防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制の確立を図るものとする。

(5) 初期消火用具の普及

地震後の出火時点においては、初期消火活動が重要であるので、消火器、消火バケツ等の初期消火用具の設置について、普及啓発を図るものとする。

2 消防活動が困難である地域の解消に資する道路整備

家屋密集地等で、道路の幅員が狭いために消防活動が困難な地域の道路を確保するために、幅員6m以上の消防活動に支障のない道路の整備計画を検討する

3 消防力の強化

地震時における消火栓等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺等計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

第6節 公共施設等災害予防計画

1 道路・橋梁

道路及び橋梁は、震災時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施するうえで重要な機能を有している。

このことから、防災拠点間の道路網となる重要な役割を持つ道路及び橋梁を重点に補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

2 社会福祉施設

福祉サービスの安全性を確保するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するものとする。

(1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図る。

- (2) 国庫補助制度の積極的な活用により、施設における耐震性その他の安全性の確保を図る。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行う。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施する。

3 学校施設

大規模地震発生時における児童生徒等及び教職員の安全を図るため、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、耐震診断を実施、必要に応じて耐震改修を実施する。

(2) 設備、備品等の安全管理

テレビ、ロッカー、書棚、下駄箱、実験実習機器等の転落落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難道路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

第7節 給水確保計画

1 水道施設の耐震化

緊急時に応急給水用の水が確保できるよう、検討する。

2 災害時応急体制の整備

応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。

3 住民による飲料水の確保

2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

第8節 避難収容計画

1 避難場所、避難路の整備及び選定

(1) 避難場所

① 避難場所の整備計画

大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する大火から避難者の生命、身体を保護する為に必要な規模及び構造を有する避難場所（公園等）の整備計画を検討するものとする。

② 地震発生時に使用可能な避難場所の選定

住民の生命、身体の安全を確保するため、次の規準により避難場所を選定、整備しておくものとする。

また、避難場所については案内標識、誘導標識等を設置し、平素から住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

ア 地震、火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、学校等が適切であること。

イ 周囲から火災が迫ってきた場合でも避難場所内の住民の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空き地を有する事。

ウ 要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置するものであること。

エ 大規模な崖崩れ及び浸水の危険のないところ若しくは付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること。

オ 地区分けをする場合には、行政区単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することだけはできるだけ避けること。

(2) 避難路

① 避難路の整備計画

避難場所又はそれに相当する安全な場所に通じ、避難者が迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備を検討するものとする。

② 地震発生時に安全な避難路の選定

避難場所の選定に併せて、密集地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

2 避難指示・勧告

大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼するなど住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難ための勧告又は指示を行うものとする。

3 避難誘導の事前措置

(1) 避難誘導等の周知徹底

大規模地震発生時に的確な避難行動ができるように、平素から次の事項の住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 避難所の名称及び場所

イ 避難所への経路

ウ 避難の勧告又は指示の伝達方法

エ 避難後の心構え

(2) 管理者対策

診療所、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、町、消防署、警察等と綿密な連絡をとり、災害に対処する体制を常に確立しておくものとする。

4 応急仮設住宅建設予定場所の選定

周辺の医療機関、学校、集点及び交通機関などの場所を総合的に配慮して、民有地も含めた応急仮

設住宅建設予定地の確保を行っておくものとする。

第9節 医療保険計画

大規模な地震災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、被害地域内で十分な医療が提供されない恐れがある。このため、平時から医療保健体制の充実を図るものとする。

1 医療施設の安全性の確保

医療施設に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行うものとする。

- (1) 医療施設における耐震性その他安全性を確保すること。
- (2) 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。

2 災害時における医療救護体制の整備

(1) 体制整備の基本的な考え方

- ① 行政区域ごとの救護体制の整備を図るものとする。
- ② 全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受入れ方法、救護班の派遣方法を記したマニュアルの作成に努めるものとする。

3 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研修会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

- ① あらかじめ災害時における、防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。
- ② 災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周知な防疫計画を立てておくものとする。

第10節 災害ボランティア計画

大規模地震発生時には、国内、国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるので、関係機関は相互に協力し、ボランティアの受入れ体制を整備する必要がある。

1 専門ボランティアの受入体制

専門知識、技能を有する専門ボランティアについては、各活動担当班が中心となって対応することとなるので、あらかじめその把握に努めるとともに、発災時の受入体制の整備を図るものとする。

2 一般ボランティアの受入体制

炊き出し、清掃、救護物資の仕分け等の一般労務の提供を行う一般ボランティアの活動を支援するために、あらかじめ社会福祉協議会等、日赤等と連携して、リーダー養成等ボランティアの受入体制を整備するものとする。

3 情報の提供

発災時に被災地のどの分野にどのようなニーズがあるかについて情報がないと効果的な活動が困難であると考えられる。このため、発災時のボランティアに対する情報提供窓口等の整備に努めるものとする。

また、県内の各種ボランティア団体等のネットワーク化を進め、災害時における協力体制の整備を図るものとする。

第 3 章 災 害 応 急 対 策 計 画

第 1 節 組織計画

1 災害対策本部等の設置規準

本町の地域に大規模な地震が発生し、又は発生する恐れがある場合には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、災害対策基本法第 2 3 条に基づき災害対策本部を設置するものとする。

町災害対策本部の組織および編成等は、山都町災害対策本部条例の定めるところによるが、地震災害に関する災害対策本部の設置規準については、次のとおりとする。

(1) 山都町災害対策本部

- ① 管内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合。
- ② 災害が発生し、又は発生する恐れがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とする場合。
- ③ 前記②のほか、激甚災害でとくに応急対策を実施する必要がある場合。

(2) 山都町現地災害対策本部

被災地が災害対策本部から遠隔地の場合、災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合その他必要に応じて、主要被災地に設置する。

2 熊本県現地災害対策本部との連携

山都町災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置した時は、県の当該現地災害対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

第 2 節 職員配置計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における職員の配置体制、動員方法等について定め、応

急措置の円滑な実施を期する。

1 指揮系統

大規模地震が発生した場合、町長の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

(1) 命令系統

- ① 大規模地震が発生した場合、町長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。
- ② 町長に事故があった場合は、副町長、総務課長の順位で指揮を執るものとする。

(2) 連絡系統

- ① 町内で震度6弱以上の地震が発生した場合、総務課長は、直ちに町長、副町長に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。また、各部局長にも速やかに連絡するものとする。震度5強以下でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。
- ② 指揮系統に属する者は、在勤公署を離れる場合は常に携帯電話を所持するものとする。
- ③ 電話回線途絶により連絡不能な場合、総務課長は、無線、使者の派遣等により町長に連絡するものとする。

2 組織の確立

地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 職員の配置

① 地震が予知され、これに関する情報が発表された場合

総務課長は、必要に応じ関係部課長を招集し、情報を検討のうえ職員を配置し、情報の収集等に当たらせるものとする。

② 第1警戒態勢

震度4の地震が発生した場合又は津波注意報が発表された場合は、総務課職員3人による警戒態勢をとるものとし、地震情報の伝達及び被害情報の収集を行うものとする。

また、総務課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各課へ連絡するものとする。

③ 第2警戒態勢（災害情報連絡本部）

震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合は、直ちに災害情報連絡本部を設置し、関係課（「職員参集基準表」参照）職員2人による警戒体制をとるものとする。

勤務時間外に震度5弱・強の地震発生又は津波警報等の発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係課職員は直ちに自主登庁をするものとする。

なお、職員が登庁していない課については、総務課職員が連絡を行い警戒体制を整えるものとする。

関係課は、職員の参集に遺漏のないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。

④ 災害対策本部の設置等

震度6弱以上の地震が発生した場合は、職員全員が対応するものとし、直ちに町長の指示により、災害対策本部を設置するものとする。

勤務時間外に震度6弱以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、職員は直ちに自主登庁するものとする。

ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へその旨連絡するとともに、最寄の支所、出張所あるいは指定の避難場所へ出向き、応急活動に従事するものとする。

なお、総務課は、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合は、報道機関に対し、テレビ、ラジオによる職員参集の放送を依頼するものとする。

⑤ 待機場所

上記①～④の配置体制における職員の待機は、総務課において行うものとする。

⑥ 災害対策本部の設置場所

次の順位により確保するものとする。

- 1 山都町役場本庁舎 2 清和支所・蘇陽支所

(2) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員は、本部会議の決定に基づき、所属職員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

地震時の職員参集基準

警戒体制	震度	職員配置体制	参集方法等
第1警戒体制 第1段階	4	総務課 3名 ※ 必要に応じ 関係課へ連絡	[勤務時間内] 県危機管理防災課→総務課長が担当職員へ指示 [勤務時間外] 県危機管理防災課→宿日直者→総務課長→担当職員

第2 警戒体制 第2段階	5	総務課 建設課 農林振興課 健康福祉課 教育委員会	<p>[勤務時間内]</p> <p>県危機管理防災課→総務課長（庁内放送）→関係職員</p> <p>[勤務時間外]</p> <p>県危機管理防災課→宿日直者→総務課長→担当職員→関係職員</p> <p>震度5の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、直ちに自主登庁するものとする。</p> <p>人員は、各課最低2名以上とし、必要に応じ、増員するものとする。</p>
(災害対策 本部) 第3段階	6 以上	全職員	<p>[勤務時間内]</p> <p>県危機管理防災課→総務課長（庁内放送）→全職員</p> <p>[勤務時間外]</p> <p>県危機管理防災課→宿日直者→総務課長→担当職員→全職員</p> <p>震度6以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、直ちに自主登庁するものとする。</p> <p>但し、道路の遮断等で登庁できない場合は、各課長へその旨伝えるものとする。</p>

第3節 応援要請計画

大地震による火災が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、災害対策に万全を期するものとする。

1 関係機関との相互連絡

町は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速適切な推進に努めるものとする。

(1) 県との関係

町は、県に災害対策本部が設置されたときは、常に密接な連絡を保ち、県の施策に適合するよう十分調整を図るものとする。

(2) 防災会議構成機関

町は、山都町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と相協力して災害対策に万全を期するものとする。

2 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請については、別冊（一般災害対策編）第3章第3節自衛隊派遣要請計画によるものとする。

3 応援要請

(1) 町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村に対し、応援を要請するものとする。

(2) 県への応援又は応援幹施の要請

町は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援の幹施を要請するものとする。

4 応援の受入に関する措置

本節の定めるところにより、他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の幹施等応援の受入体制の整備に努めるものとする。

第4節 地震情報伝達計画

地震情報伝達計画については、別冊（一般災害対策編）第3章第4節気象予警報等伝達計画によるものとする。

第5節 災害情報収集・伝達計画

大規模地震発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

1 実施責任者

町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。なお、県への報告に当たっては、初動期は直接県本庁に報告するものとし、県本庁からの指示に基づき地域振興局総務振興課を経由して報告する体制に移行するものとする。

また、町長が県（県本庁又は地域振興局）に報告することができないときは、直接国（自治省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

2 被害報告取扱責任者

情報の一元的処理及び情報の迅速かつ的確な処理ができるよう、下記の基準に従って、あらかじめ被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

(1) 山都町・・・・・・・・・・防災関係各課ごと 1名

(2) 防災関係機関・・・・・・・・・・当該関係機関ごと 1名

3 被害等の調査・報告

町は、防災行政無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、管内の被害情報の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち①～⑤の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領（第1部第3章第6節5）に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

- ① 人的被害
- ② 火災の発生状況（炎上箇所、延焼状況）
- ③ 家屋等の倒壊（住宅、ブロック塀等の倒壊状況）
- ④ 住民の行動・避難状況
- ⑤ 津波・土砂災害の発生状況
- ⑥ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- ⑦ 医療救護関係情報
- ⑧ その他必要な被害情報

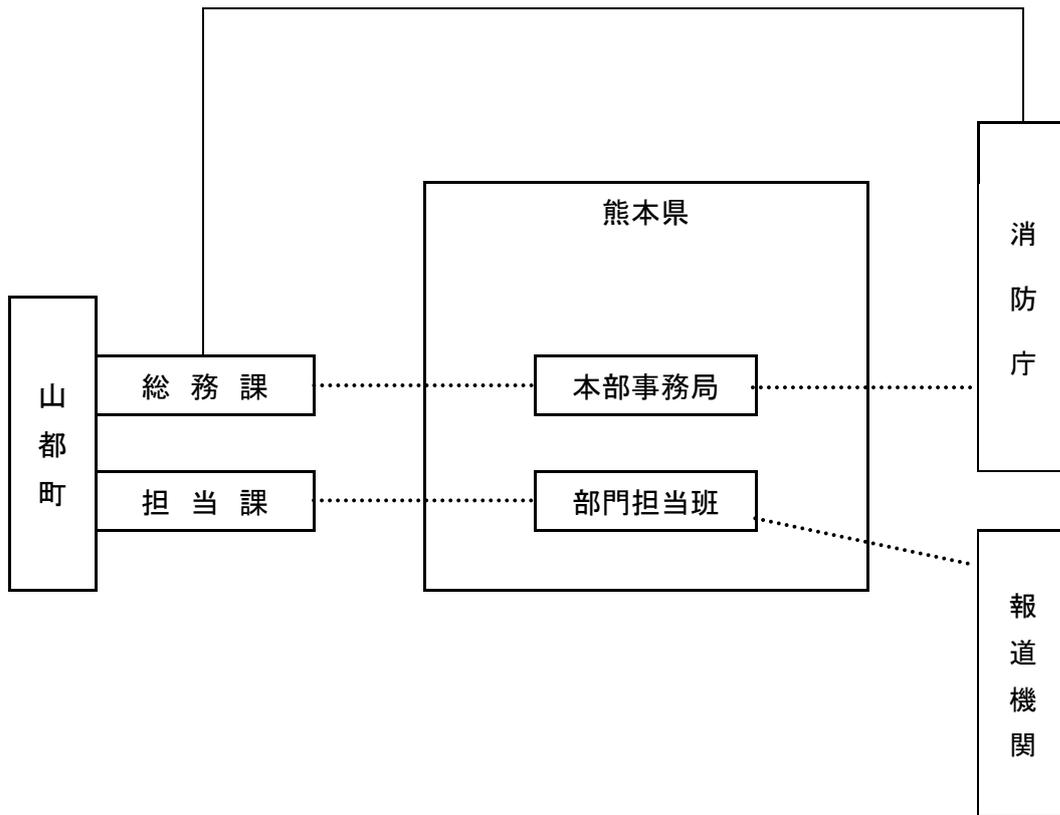
4 防災関係機関等の協力関係

被害情報の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、山都町及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、相互に緊密に連携協力して、相互に被害に関する情報交換を行うものとする。

5 情報の伝達系統

被害情報等の伝達系統は、次のとおりである。

(県に直接報告ができない場合にあっては直接消防庁へ被害報告)



電話による伝達ルート

○消防庁連絡窓口	
NTT 回線	消防防災無線
03-5574-0119	6060
FAX 03-5574-0190	FAX 6069
○熊本県危機管理防災課	
NTT 回線	熊本県防災行政無線
	(災害対策本部室)
096-333-2112	*330-6550
	(危機管理防災課危機管理班)
	*300-6513
FAX 096-383-1503	FAX *300-7108

6 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに、県（地域振興局経由）に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

第6節 広報計画

災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

1 実施機関

町長は、災害対策基本法第50条及び第51条に規定されている災害応急対策責任者として、広報活動に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行うよう努めるものとする。

3 情報等収集活動

原則として（一般災害対策編）第3章第6節 情報収集及び被害報告取扱計画によるものとする。

4 町における広報活動

(1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

- ① 災害対策本部の設置
- ② 災害の概況（被害の規模・状況等）
- ③ 町及び防災関係機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- ④ 避難の勧告・指示（避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項
- ⑤ 電気、ガス、水道等供給の状況
- ⑥ 防疫に関する事項
- ⑦ 火災状況
- ⑧ 医療救護所の開設状況
- ⑨ 給食・給水実施状況
- ⑩ 道路、河川等の公共施設被害
- ⑪ 道路交通等に関する事項
- ⑫ 一般的な住民生活に関する情報
- ⑬ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- ⑭ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- ⑮ その他必要な事項

(2) 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様の応じて次の広報手段のうちもっとも有効かつ適切な方法によるものとする。

- ① 防災行政無線による広報
- ② 広報車等による広報

- ③ 消防団による広報
- ④ 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報
- ⑤ 広報誌、チラシ、ポスター等
- ⑥ 避難場所への職員の派遣
- ⑦ 自主防災組織等による広報
- ⑧ 町のホームページ
- ⑨ その他状況に応じ効果的な方法

第7節 避難収容対策計画

1 避難の勧告又は指示の内容及びその周知

町長等避難の勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項

(2) 避難の勧告または周知の方法

町長等避難の勧告、指示を実施する者は、次の適当な方法によって住民に対する周知を図るものとする。

- ① 防災行政無線による周知
- ② 関係者から直接の口頭及び拡声器等による周知
- ③ サイレンによる周知
- ④ 広報車等による周知
- ⑤ 自主防災組織、自治会等への電話等による伝達周知
- ⑥ 報道機関を通じての周知

2 警戒区域の設定

町長若しくはその委任を受けた町の吏員は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じるものとする。（災害対策基本法第63条）

町長からの要求等により、警察官、海上保安官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を町長に通知するものとする。

3 避難誘導

町長等避難の勧告、指示を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ部落単位等で集団避難を行うものとし、特に、高齢者、障害者、児童、外国人等の災害弱者の避難に配慮するものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (2) 危険な地点には標示やなわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (3) 住民に対して、高齢者、障害者、児童、外国人等の災害弱者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

4 避難所の開設及び運営

(1) 避難所予定施設の安全性の確認

町は、避難所予定施設の安全性を確認したうえで、避難所を設置するものとする。

安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、町内では避難所を設置する事が出来ない場合には、関係市町村と協議し、関係の近隣市町村に収容を委託し、あるいは近隣市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を設置するものとする。

(2) 避難所開設の住民の周知

避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所を周知させるものとする。

(3) 避難所運営職員の派遣

避難所を開設した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者（原則として町職員）を定めるものとする。

(4) 避難所開設の県への報告及び野外収容施設（バックテント等）の設置

町が避難所を開設したときには、直ちに避難所開設の状況を県に報告するものとする。

避難所は、既存建物を応急的に整備して使用するのが普通であるが、これらの適当な施設を得がたいときは、野外に仮設物等を仮設し、又は天幕を借り上げて野外収容施設を設置するものとする。

5 災害弱者への配慮

(1) 要援護者に係る対策

① 安否確認、救護活動

在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、災害弱者の安否確認、救護活動を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって、災害弱者の救助に配慮するものとする。

② 状況調査及び情報の提供

民生委員、ホームヘルパー等の協力を得てチームを編成し、在宅及び避難所で生活する災害

弱者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供するものとする。

③ 福祉・保健巡回サービス

民生委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する災害弱者に対して、巡回による福祉、保健サービスを実施するものとする。

(2) 外国人に係る対策

① 安否確認、救助活動

町は、警察、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行うものとする。

② 避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため外国人に配慮した継続的な情報の提供を行うものとする。避難所にあつては、食料配布場所等の情報を外国語で表記する等の配慮を行うものとする。

6 避難予定場所

避難予定場所については、別冊（一般災害対策編）第3章第11節避難収用計画によるものとする。

第8節 交通規制計画

交通規制計画については、別冊（一般災害対策編）第3章第20節交通対策計画によるものとする。

第9節 水防計画

水防計画について、本計画を併用し組織等についても、本計画の別冊（一般災害対策編）第3章第9節水防計画に基づいて対応するものとする。

第10節 救出計画

1 実施責任者

- (1) 救出は原則として、町、消防機関及び警察が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及びその他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は町長等に協力するものとする。

2 救出対象者

救出対象者は概ね次の状態にある者をいう。

- (1) 大規模地震及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者。
- (2) 大規模地震による行方不明者で生存していると推定される者、又は生命があるかどうか不明の者。

3 救出の方法

- (1) 町、消防職員・団員による救出

- ① 町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。
なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。
- ② 救出活動に必要な車輛、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。
- ③ 町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求め
るものとする。

(2) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行うとともに、町、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。